

邦人子女に対するいじめの相談窓口委託事業 募集

在ロサンゼルス日本国総領事館（以下、「総領事館」）では、当地在留邦人が安心・安全に暮らすために必要な支援を行う一環として、以下のとおり、邦人子女に対するいじめ全般の相談窓口業務を業務委託することとし、当該委託事業に係る公募を行います。

業務委託の内容

（１）業務委託期間

契約日から平成31年3月31日

（２）委託業務

邦人子女（特に当館が管轄する南カリフォルニア及びアリゾナ（以下「当館管轄区域」）の主に小学校から高校までの学校における邦人児童及び生徒）に対するいじめや嫌がらせの相談窓口を設置し、相談を受ける体制を整え、相談窓口に寄せられた相談内容を、毎月総領事館に報告書として提出すること。また、緊急を要すると判断される相談を受けた場合は総領事館の担当に迅速に報告を行うこと。

（３）月額委託費

1,000ドル

応募要領

（１）応募者の資格要件

応募することができる者は、法人格の有無を問わず、次の（ア）から（エ）までの条件を満たす者に限ります。

（ア） 本件業務委託の実施において相談窓口の設立、運営に必要な体制及び当館管轄区域での経験を有すること。

（イ） 本件業務委託の実施に当たっては、被害者のプライバシーを厳に確保すること。また、情報提供は、あくまで情報提供者の自発的意思に基づくものとし、これらの業務において得た情報を適切に管理する能力・体制を有すること。

（ウ） 原則、当館管轄地域内に活動拠点を有していること。

（エ） 委託契約の締結に当たっては、当館から提示する委託契約書に合意できること。

（２）応募方法

応募者は、本件業務委託を請負う際の運営・体制等の企画書及びこれまでの活動の実績を下記まで郵送又はe-mailにて送付下さい。

持参及びFAXによる提出は受け付けませんので、御注意ください。

郵送先：在ロサンゼルス日本国総領事館 いじめ窓口公募担当

350 South Grand Ave., Suite 1700, Los Angeles, CA 90071

Email: ikenbox@ls.mofa.go.jp

今後のスケジュール

公募開始：11月2日（金）

応募締切：11月16日（金）

11月中に審査の上、委託先を決定し、契約締結。